



2026年2月2日

大阪経済記者クラブ 会員各位
(同時提供先：青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ)

大阪商工会議所 × 阪急阪神不動産 まちなかりビングラボプロジェクト

大阪梅田エリアにおける実証実験を公募します

～ 実証実験の場（リビングラボ）となる大阪梅田エリアの施設

「NORIBA10 umeda」と「FUTRWORKS」で新しい価値創造にチャレンジしてみませんか ～

〔 本件に関する報道機関からのお問い合わせ先 〕

■大阪商工会議所 産業部(田中、西田)

TEL : 06-6944-6300

〔 本件に関する一般の方からの公募に関するお問い合わせ先 〕

■阪急阪神不動産株式会社 開発事業本部 都市マネジメント事業部 (和田、岡本)

TEL : 06-6376-4573

- 大阪商工会議所(以下、大商)と阪急阪神不動産株式会社(以下、阪急阪神不動産)は共同で、2月2日(月)から2月27日(金)まで、大阪梅田エリアを起点として新しい価値創造に取り組んでいるスタートアップや投資家、学生、アーティストなど多様なプレイヤーが集まる施設「NORIBA10 umeda」と「FUTRWORKS」において、先端技術を活用した実証実験を公募します。
- 実証実験では、大阪梅田エリアの価値向上、および梅田で活動する多様な人々のウェルビーイングを高めるための利便性向上や交流体験の創出を目指すほか、先端技術による次世代の都市機能・ビジネスモデルの社会実装に貢献する提案を求めています。
- 大商では、中期計画「挑戦都市 やってみなはれ! 大阪プラン」において、企業や住民とともに新たな価値やビジネスの創出に取り組む「まちなかりビングラボ」の実現を目指しています。本公募は大商が推進する「まちなかりビングラボプロジェクト」の一環です。
- 阪急阪神不動産は、阪急阪神ホールディングスグループの中核会社の一つとして、大阪梅田エリアが国際的な競争力を高め、世界と関西をつなぐ「国際交流拠点」となることを目指し、同エリアの価値向上に向けた構想である「梅田ビジョン」を掲げています。「共創で新しい価値を生み出すまちづくり」の実現に向けて、大学・研究機関・企業・スタートアップなどを招致することで、イノベーションが創出される場とシステムづくりに取り組んでいます。
- 大商と阪急阪神不動産は共同して、大阪梅田エリア全体を上記の実証実験の場(リビングラボ)となることを目指します。

■「大阪梅田エリア（NORIBA10 umeda 等）での実証実験」の公募概要について

1. 期間

2026年2月2日（月）14:00 ～ 2月27日（金）17:00 まで

2. 資格

責任を持って実証実験を行うことのできる国内に研究・活動拠点を有する法人その他の団体

3. 内容・対象分野

「NORIBA10 umeda」や「FUTRWORKS」において、先端技術などを活用した実証実験です。大阪梅田エリアの価値向上や梅田で活動する多様な人々のウェルビーイングを高めるための利便性向上や交流体験の創出のほか、先端技術による次世代の都市機能・ビジネスモデルの社会実装に貢献する提案を求めています。

<対象分野（7分野）>

- ① 先進的なまちづくり / スマートシティソリューション
- ② IoT、センサー技術
- ③ AI（人工知能） / 自然言語処理
- ④ ヘルスケア / ウェルビーイング・快適性向上
- ⑤ XR（VR/AR/MR）テクノロジー
- ⑥ マーケティング・リサーチ
- ⑦ ワークプレイスソリューション

<想定している実証実験の実施場所とその事例>

◆NORIBA10 umeda（大阪市北区芝田1丁目1番3号「阪急阪神 MEETS」内）



- ・都心シェアサービス（荷物一時預かり、スマートロッカー実験）
- ・国際的なイベントに対応した即時翻訳および要約サービス
- ・環境測定や改善に資するテクノロジー（屋内空気質可視化 / CO₂濃度センサーなど）
- ・継続的展示/イベント開催による利用者レビュー、効果検証
- ・没入型体験（VR/AR）によるコンテンツ実証
- ・未来型スマートサイネージ/情報表示システム

◆FUTRWORKS（大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル26階）



- ・コワーキングスペースの快適性向上に資するスマート家具
- ・集中・リラックス空間を実現する環境音/ヒーリングコンテンツ
- ・空間を活用した評価データ収集、フィードバック収集
- ・インバウンド向けプロダクト・サービスのテストマーケティング

5. 実証実験の期間

2026年4月1日（水）～2026年9月30日（水）まで（予定）

※実証実験内容に応じて個別の調整となります。

6. 手続き方法

下記の公募サイトにアクセスの上、エントリーフォームからご提案ください。

<公募サイトURL> <https://www.osaka.cci.or.jp/event/seminar/202512/D22251205034.html>

7. 主催

大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社

8. その他

公募の詳細や実証実験実施にかかる条件などは、公募サイトよりご確認ください。

ご参考

「NORIBA10 umeda」「FUTRWORKS」の概要について

■NORIBA10 umeda（ノリバテンウメダ）

- ・NORIBA10 umeda は国内外の事業会社の新規事業担当者やスタートアップ、投資家、学生、アーティストなど、様々な分野で新たな価値創造に取り組む方々がイベントや実証実験などを通じてその活動を加速するための場所です。未来へと向かう大阪梅田駅の「新たな 10 番目のプラットフォーム（NORIBA10）」を目指しています。

（アクセス）大阪市北区芝田 1 丁目 1 番 3 号「阪急阪神 MEETS」内
「阪急大阪梅田駅」 2 階中央改札口を出てすぐ左



 詳細はこちら

■FUTRWORKS（フューチャーワークス）

- ・FUTRWORKS は、グローバルを見据えた国内外のスタートアップや世界中のデジタルノマドワーカーが集まるコワーキングスペース。
- ・異なる国籍、文化、価値観を持つ人々が集まり、国際性と多様性を尊重しながら、未来を創造するプラットフォームを提供しています。

（アクセス）大阪市北区角田町 8-47 阪急グランドビル 26 階



 詳細はこちら

以上

<添付資料>

資料 1：「大阪梅田エリア（NORIBA10 umeda 等）」募集チラシ

資料 2：大阪梅田エリア（NORIBA10 umeda 等）における実証実験公募要領

大阪梅田エリア(NORIBA10 umeda等) における実証実験を公募します！

～「NORIBA10 umeda」と「FUTRWORKS」で
新しい価値創造にチャレンジしてみませんか～

大阪商工会議所と阪急阪神不動産は共同で、大阪梅田エリアにある施設「NORIBA10 umeda」と「FUTRWORKS」を活用した実証実験を募集します。

大阪梅田エリアの価値向上、および梅田で活動する多様な人々のウェルビーイングを高めるための利便性向上や交流体験の創出をめざすほか、先端技術による次世代の都市機能・ビジネスモデルの社会実装に貢献する提案を求めています！

公 募 期 間

2026年2月2日(月)14時～2月27日(金)17時まで

実 験 実 施 期 間

2026年4月1日(水)～9月30日(水)まで

実 験 実 施 場 所



「NORIBA10 umeda」



「FUTRWORKS」

応募資格

責任を持って実証実験を行うことのできる
国内に研究・活動拠点を有する法人その他の団体

主催

挑戦都市
やってみなはれ!
大阪プラン

The Osaka Chamber of Commerce and Industry
大阪商工会議所



阪急阪神不動産株式会社

対 象 分 野

- ① 先進的なまちづくり / スマートシティソリューション
- ② IoT、センサー技術
- ③ AI（人工知能） / 自然言語処理
- ④ ヘルスケア / ウェルビーイング・快適性向上
- ⑤ XR(VR/AR/MR)テクノロジー
- ⑥ マーケティング・リサーチ
- ⑦ ワークプレイスソリューション

<想定している実証実験の実施場所とその事例>

◆NORIBA10 umeda(大阪市北区芝田1丁目1番3号「阪急阪神MEETS」内)

- ・都心シェアサービス(荷物一時預かり、スマートロッカー実験)
- ・国際的なイベントに対応した即時翻訳および要約サービス
- ・環境測定や改善に資するテクノロジー
(屋内空気質可視化 / CO₂濃度センサーなど)
- ・継続的展示/イベント開催による利用者レビュー、効果検証
- ・没入型体験(VR/AR)によるコンテンツ実証
- ・未来型スマートサイネージ/情報表示システム

◆FUTRWORKS(大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル26階)

- ・コワーキングスペースの快適性向上に資するスマート家具
- ・集中・リラックス空間を実現する環境音/ヒーリングコンテンツ
- ・空間を活用した評価データ収集、フィードバック収集
- ・インバウンド向けプロダクト・サービスのテストマーケティング

応募方法

詳細は下記HPの公募要領をご確認の上、
エントリーフォームに必要事項を入力し、ご提案ください。

(実証実験実施にあたっては、各種条件があります。必ず公募要領をご確認ください。)

URL: <https://www.osaka.cci.or.jp/event/seminar/202512/D22251205034.html>



お問合せ先

大阪商工会議所 産業部 産業・技術振興担当
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8
TEL:06-6944-6300 E-Mail:sangyo@osaka.cci.or.jp

大阪梅田エリア（NORIBA10 umeda 等）
における実証実験公募要領

募集締切：令和 8（2026）年 2 月 27 日(金) 17:00

令和 8（2026）年 2 月

大阪商工会議所
阪急阪神不動産株式会社

目次

	頁
1. 目的・背景	2
2. 主催	2
3. 募集内容	2
4. 応募資格	4
5. 応募方法	4
6. 実証実験の実施までの流れ	6
7. 留意事項	6
8. 問い合わせ先	7

(添付資料)

添付資料 1 大阪梅田エリア（NORIBA10 umeda 等）における実証実験エントリーフォーム

添付資料 2 大阪梅田エリア（NORIBA10 umeda 等）における実証実験実施にかかるガイドライン

1. 目的・背景

大阪商工会議所(以下、大商)では、先端技術を活用した革新的なビジネスを社会実装していくため、大阪での実証実験の支援に取り組んでおり、中期計画「挑戦都市 やってみなはれ！ 大阪プラン (<https://www.osaka.cci.or.jp/yatteminahare/>)」において、大阪のまちなかで企業や住民とともに新たな価値やビジネスの創出に取り組む「まちなかりビングラボ」の実現をめざしています。

阪急阪神不動産株式会社(以下、阪急阪神不動産)は、阪急阪神ホールディングスグループの中核会社の一つとして、大阪梅田エリアが国際的な競争力を高め、世界と関西をつなぐ「国際交流拠点」となることをめざして、同エリアの価値向上に向けた構想「梅田ビジョン

(<https://umeda-vision.hhp.co.jp/>)」を掲げています。「共創で新しい価値を生み出すまちづくり」の実現に向けて、大学・研究機関・企業・スタートアップなどを招致することで、イノベーションが創出される場やシステムづくりに取り組んでいます。

そこで今般、大商と阪急阪神不動産は共同で、大阪梅田エリアを起点として新しい価値創造に取り組まれている多様なプレイヤー(スタートアップ企業、投資家、学生、アーティスト、クリエイター、オフィス・商業テナント)が集まる「NORIBA10 umeda」等において、大阪梅田エリア全体をスタートアップ等との実証実験の場(リビングラボ)としていくことを目的に、先端技術を活用した実証実験の公募を行います。

申請案件について、内容や要件等の確認の後、実施に向けた実証場所の協議・調整をはじめ、事業連携検討等のビジネス化の支援などを行います。

2. 主催

大阪商工会議所

阪急阪神不動産株式会社

3. 募集内容

(1) 募集する実証実験の内容

上記の目的を踏まえ、特に大阪梅田エリアの価値向上、梅田で活動する多様な人々のウェルビーイングを高めるための利便性向上や交流体験の創出のほか、先端技術による次世代の都市機能・ビジネスモデルの社会実装に貢献する実証実験の提案を求めています。

(2) 対象分野

- ① 先進的なまちづくり/スマートシティソリューション
- ② IoT、センサー技術
- ③ AI(人工知能)/自然言語処理
- ④ ヘルスケア/ウェルビーイング・快適性向上
- ⑤ XR(VR/AR/MR)テクノロジー
- ⑥ マーケティング・リサーチ
- ⑦ ワークプレイスソリューション

(3) 実証実験の要件

- ・先端技術を用いた製品・サービスの概念の検証、技術や試作品の実験、事業化可能性の検証等実証実験要素のあるものであること。(実証実験要素が乏しいものや確認困難なもの、既に市場投入されているものや他事業者が既に実施しているものなどは対象外)

- ・実施者が実証実験の関連法令を理解し、必要な技術力を有し、安全に実施することが可能と認められること。
- ・別添の「実証実験実施にかかるガイドライン」を遵守すること。
- ・関係法令や公序良俗等に反しないこと。

(4) 実証実験場所

① NORIBA10 umeda (<https://noriba10.jp/>)

80～約 100 人まで収容可能な共創スペース。営業時間は原則として平日 10:00～19:00。
「阪急大阪梅田駅」2階中央改札口を出てすぐの好立地。
イベント・実証実験スペースをご利用される特定多数にアプローチ可能。



② FUTRWORKS (<https://futrworks.com/jp/>)

スタートアップ企業及びビジネス目的の訪日外国人向けコワーキング施設。
阪急グランドビル 26 階に位置し、会員は 24 時間アクセス可能。
コワーキングスペースをご利用される会員など特定少数にアプローチ可能。



※具体的な実証場所は実証実験の内容等に応じて個別の調整となります。

※各施設での実証は、各施設利用者ら関係者のご協力を得てからの実施となります。

※実証実験の内容によっては、実施者から関係者への説明が必要な場合があります。

※関係者の協力が得られない場合、実験の実施をお断りすることがあります。

※搬入搬出にあたっては、施設管理者のルールに従っていただく必要があります。

※施設内における販売行為は禁止となります。

(5) 想定される実証実験(例)

① NORIBA10 umeda

- ・都心シェアサービス（荷物一時預かり、スマートロッカー実験）
- ・国際的なイベントに対応した即時翻訳および要約サービス
- ・環境測定や改善に資するテクノロジー（屋内空気質可視化/CO₂濃度センサーなど）
- ・継続的展示/イベント開催による利用者レビュー、効果検証
- ・没入型体験（VR/AR）によるコンテンツ実証
- ・未来型スマートサイネージ/情報表示システム

② FUTRWORKS

- ・コワーキングスペースの快適性向上に資するスマート家具
- ・集中・リラックス空間を実現する環境音/ヒーリングコンテンツ
- ・空間を活用した評価データ収集、フィードバック収集
- ・インバウンド向けプロダクト・サービスのテストマーケティング

(6) 実験実施期間

令和8（2026）年4月1日（水）～9月30日（水）まで（予定）

※実証実験内容に応じて個別の調整となります。

4. 応募資格

責任を持って実証実験を行うことのできる国内に研究・活動拠点を有する法人その他の団体で、次の要件に該当する法人その他の団体とします。

・代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は第16条第3項に規定する密接関係者に該当する者がいないこと。

※ 応募者が応募資格を満たさないことが事後的に発覚した場合、応募者によるエントリーは遡及的になかったものとして取り扱います。

5. 応募方法

(1) 公募期間

2026年2月2日(月)14:00～2月27日(金)17:00 必着

(2) 提出書類

① 大阪梅田エリア（NORIBA10 umeda 等）における実証実験エントリーフォーム（添付資料1）

添付資料1にある「大阪梅田エリア（NORIBA10 umeda 等）における実証実験エントリーフォーム」を参考に、令和8（2026）年2月2日（月）から公開する以下URLの公募サイトにアクセスの上、エントリーフォームに必要事項を日本語で記載し、送信して下さい。

（公募サイト）

URL： <https://www.osaka.cci.or.jp/event/seminar/202512/D22251205034.html>

② 補足資料

実証実験の概要など、現時点で検討している実証実験の実施計画書案をご提出ください（必須、「(3) 提出方法②補足資料」を参照）。また、必要に応じて、技術の詳細などの補足資料も提出す

ることができます。様式は自由ですが、動画は使用しないで下さい。ただし、動画サイトを資料の中で紹介することは差し支えありません。

(3) 提出方法

① 大阪梅田エリア（NORIBA10 umeda 等）における実証実験エントリーフォーム

以下 URL の公募サイトにアクセスの上、エントリーフォームに必要事項を日本語で記載し、送信して下さい。作成途上での一時保存はできませんので、ご注意下さい。

（公募サイト）（再掲）

URL: <https://www.osaka.cci.or.jp/event/seminar/202512/D22251205034.html>

入力が終了した後に、「内容確認」ボタンをクリックし、入力内容を確認して下さい。ご確認いただいた後、「送信」ボタンをクリックすると自動でエントリーフォームが送付されます。入力いただいたメールアドレスに受け付けた旨を連絡する自動返信メールが届きますので、ご確認下さい。自動返信メールが不着の場合は事務局へご連絡下さい。

② 補足資料

(2) ②の補足資料については、エントリーフォーム送信後の自動返信メールに記載されている専用 URL にアクセスし、アップロードして下さい（アップロードの容量は、合計 20 メガバイト未満）。システムの制約上、一度アップロードしたファイルの削除、変更はできません。公募期間中に、削除、変更を希望される場合は、事務局へご連絡下さい。公募期間終了後の削除、変更等は一切受け付けられませんので、送信される内容は十分ご確認下さい。

※ 郵送、宅配便等での提出は受け付けておりません。

(4) 公募説明会の開催

公募にあたって、実証フィールドである「NORIBA10 umeda」、「FUTRWORKS」の見学を兼ねた公募説明会を開催します。参加は任意ですが、実証フィールドを具体的に確認できる機会ですので、ご都合が合えばご参加ください。

日時：2026 年 2 月 12 日（木）13:00～15:00

場所：NORIBA10 umeda

内容：①公募内容の説明

②公募内容に関する質疑応答

③実証フィールドのご案内(NORIBA10 umeda、FUTRWORKS)

(5) 質問の受付

公募に関する質問等は、2026 年 2 月 2 日（月）～2 月 18 日（水）17:00 までの間、下記の大阪商工会議所の問合せ先で電子メールにより受け付けます。電子メールのタイトルには、【大阪梅田エリア実証実験の質問】と記載して送信して下さい。

（質問の宛先）

大阪商工会議所 産業部 産業・技術振興担当（田中、西田） 宛

E-mail : sangyo@osaka.cci.or.jp

(6) 応募内容審査に係る面談

公募期間終了後に申込内容についての審査を目的とし、以下日程にて約 30 分程度の面談を実施します。あらかじめご予約確保をお願いいたします。

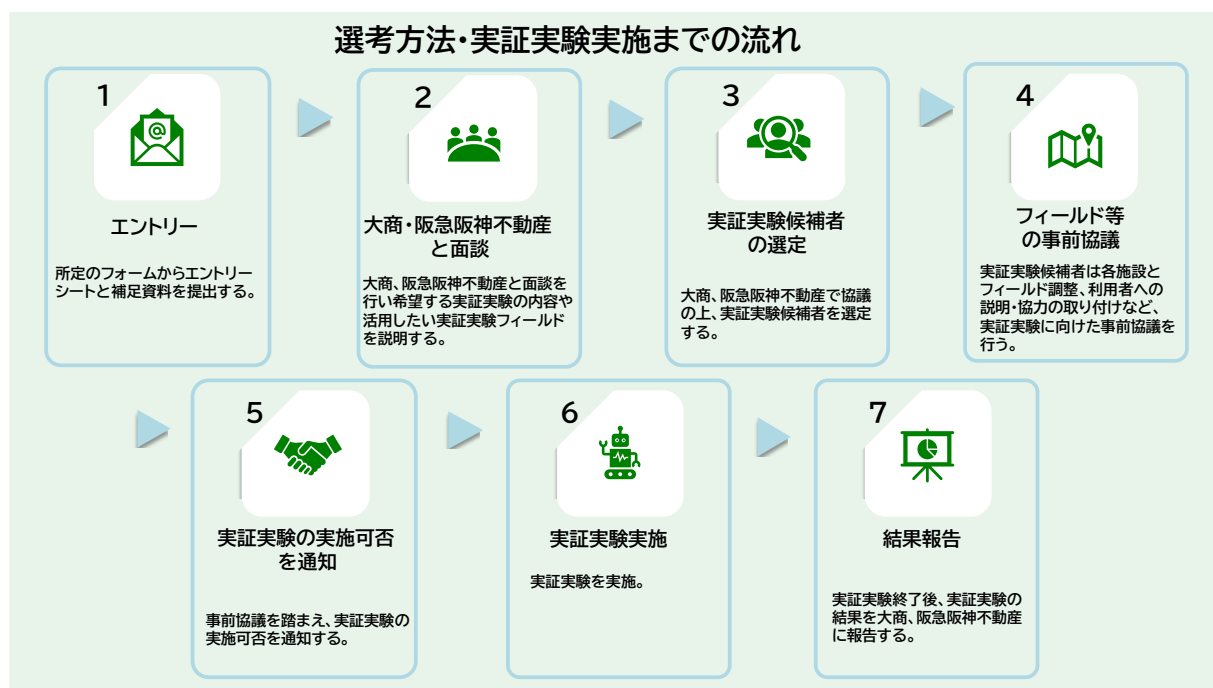
日時：2026 年 3 月 9 日（月）、10 日（火）

場所：FUTRWORKS

内容：①応募内容詳細のご説明

②応募内容に関する質疑応答

6. 実証実験の実施までの流れ



※ 2、3 の過程で、実証の目的、実証での仮説と検証内容、実証技術の先進性・専門性、将来の事業可能性等の観点を審査し、実証実験候補者を選定します。

7. 留意事項

① 「実証実験実施にかかるガイドライン」への同意

実証実験を実施するにあたり、安全確保等の対応のほか、実証実験に係る費用負担など、必ずご確認いただきたい事項が定められている「実証実験実施にかかるガイドライン」（添付資料 2）を遵守いただき、実証実験を実施していただきます。

また、実証実験実施後の報告書は、大商、阪急阪神不動産にご提出いただきます。

② 実証実験実施にかかる付帯条件

実証実験実施は、大商を窓口として、大商、阪急阪神不動産と公序良俗に反しないことや、安全確保、法令遵守等の事前協議を行い、NORIBA10 umeda 等の各施設管理者から、利用等の許可を得ることが実証実験実施の条件となります。

実証実験の実施を許可するにあたり、NORIBA10 umeda 等の各管理者から、施設等の運

営、維持管理上、実証実験の内容等の変更を指示する場合があります。

③ 施設利用者らの安全確保、利用環境配慮等のための対応

今回の実証実験実施場所である大阪梅田地区（NORIBA10 umeda 等）は、施設利用者以外にも一般来街者が多数行き来するエリアでもあるため、安全確保の措置や各施設の利用環境への配慮をお願いします。また、実証実験の内容次第で、施設利用者ら関係者の協力・合意が必要となる場合があります。（関係者らの協力が得られない場合、実験の実施をお断りすることがあります。）

④ 施設利用者らへの実証実験参加の呼びかけ

施設利用者ら関係者、一般来街者の実証実験への参加を促す場合、その参加募集方法については大商、阪急阪神不動産、各施設管理者と調整の上、原則として実施者自身で参加者の募集・呼びかけを行っていただきます。

⑤ 情報発信の取組み

実証実験の実施の際は、大商からプレスリリースを行います。また、実証実験の取組み、成果等については、実証実験終了後、大商、阪急阪神不動産のHP、機関紙等へ掲載するほか、主催するイベント等でプレゼンテーションを実施していただく場合があります。

8.問い合わせ先

- 事務局：大阪商工会議所 産業部（田中、西田）
所在地：〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-8
TEL：06-6944-6300 FAX：06-6944-6249
E-mail：sangyo@osaka.cci.or.jp

【大阪商工会議所・阪急阪神不動産】 大阪梅田エリア(NORIBA10 umeda等)における 実証実験エントリーフォーム	【事務局】 大阪商工会議所 産業部 産業・技術振興担当
---	--

大阪梅田エリア(NORIBA10 umeda等)において実証実験の実施を希望される方は、下記に必要事項を記入の上、お申し込みください。複数の法人等が連携して実施する場合は、実証実験の代表法人1者がエントリーしてください。

ご記入頂いた情報は大阪商工会議所(データ管理責任者、以下大商)および共催者(阪急阪神不動産株式会社)で共有し、本事業の業務に利用するとともに大商および共催者からの各種連絡・情報提供(eメールによる事業案内含む)に利用いたします。これらについては、お申し込みいただいた時点で同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

なお、情報管理の徹底のため、企業秘密・ノウハウ等公開できない情報は記入しないでください。

年 月 日

＜提案法人・団体等の概要・応募資格の確認＞				
1.会社名・団体名(必須)	(ふりがな)			
2.代表者氏名(必須)				
3.住 所(必須)	〒			
4.会社概要(必須)	設立年		資本金	
	従業員数		URL	
	事業概要	※400字		
5.担当者氏名(必須)	(ふりがな)			
6.担当者所属・役職(必須)				
7.担当者連絡先(必須)	電話番号		e-mail	
8.共同参画者	※複数の法人等が連携して実施する場合は、参画するすべての法人・団体等の名称をご記入ください。			
9.応募資格確認(必須) ※確認事項の口に✓を入れてください。	法人等について、国内に研究・活動拠点を有する ☐			
	法人等の代表者又は役員のうちに暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者がいない ☐			

＜提案する実証実験の概要等＞	
1.希望する実証実験分野(必須) ※該当する分野口に✓を入れてください。	(1) 先進的なまちづくり / スマートシティソリューション ☐
	(2) IoT、センサー技術 ☐
	(3) AI(人工知能) / 自然言語処理 ☐
	(4) ヘルスケア / ウェルビーイング・快適性向上 ☐
	(5) XR(VR/AR/MR)テクノロジー ☐
	(6) マーケティング・リサーチ ☐
	(7) ワークプレイスソリューション ☐
2.実証実験の実施場所の希望(必須) ※該当する分野口に✓を入れてください。	☐ NORIBA10 umeda ☐ FUTRWORKS
3.希望する実証実験の概要	
①実証する技術・製品・サービスの概要(必須)	※500字以内
②検証内容(検証したい事項)(必須)	※500字以内
③検証に要する期間(必須) ※実験を希望する時期や実証に必要な期間等をご記入ください。	※200字以内

④事業の現状(技術検証段階、試作品開発済み、サービスモデル構築済み、商品化済み 等)(必須)	※500字以内
⑤実証技術等の先進性、専門性(必須) ※実証する技術・製品・サービスの先進性や従来との違い等を具体的に記載してください。	※500字以内
⑥実証後の事業化への考え方(必須)	※200字以内
4.実証実験の実施にあたって関連する法令(必須)	※200字以内
5.ガイドラインの確認(必須) ※「実証実験実施にかかるガイドライン」をご確認いただき、□に✔を入れてください。	「実証実験実施にかかるガイドライン」を確認いたしました ☐
6.公募要領の確認(必須) ※「大阪梅田エリア(NORIBA10 umeda等)における実証実験公募要領」をご確認いただき、□に✔を入れてください。	「大阪梅田エリアにおける実証実験公募要領」を確認いたしました ☐
7.補足資料	※実証実験の計画書案をエントリーフォーム送信後の自動返信メールに記載されている専用 URL にアクセスし、アップロードください(書式は自由です)

2026年2月

大阪梅田エリア（NORIBA10 umeda 等）における実証実験実施にかかるガイドライン

大阪商工会議所
阪急阪神不動産株式会社

(目的)

第1条 このガイドラインは、大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社が主催する大阪梅田エリア（NORIBA10 umeda 等）における実証実験において、実証実験を実施する事業者（以下「事業者」という。）が遵守すべき事項その他必要な事項を定める。

(協議及び相互協力)

第2条 事業者は、大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社並びに当該実証実験に活用する施設等を管理する者（以下「管理者」という。）との間で、実証実験の目的や内容について十分協議し、相互の理解と協力のもとで実施しなければならない。

(許可申請)

第3条 事業者は、実証実験の実施にあたり、関係法令その他管理者が定める手続きを行い、施設の使用許可その他施設を適法に利用できる権原を得なければならない。

(危険防止等)

第4条 事業者は、実証実験の実施にあたり、関連法令を遵守するとともに、必要な危険防止及び保険加入を含めたリスク管理の措置を取らなければならない。

(費用負担)

第5条 実証実験にかかる費用は、事業者が全額自ら負担するものとし、大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社並びに管理者はその費用を負担しない。

(実証実験の中止等)

第6条 大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に実験の中止又は中断若しくは内容変更を命じることができる。

- (1) 実証実験を継続することにより、管理者の業務に支障が生じるとき、又は生じるおそれがあるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事由が生じたことにより、実証実験を継続することが困難になったとき
- 2 大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社は、実証実験の内容が事前に提出された事業計画書の内容と著しく相違があるとき又は第三者に対する生命身体財産の危険が生じるおそれがあるときは、事業者にその是正を求めることができる。
- 3 前項の是正要求に対して事業者がこれに従わないとき、又は事業者が第10条第1項に該当することが判明したときは、大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社は、事業者に実証実験の中止を命じることができる。
- 4 前3項の規定により実証実験を中止又は中断若しくは内容変更した場合において、事業者に新たな費用が発生したときであっても、大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社はその費用を負担しない。

(損害賠償)

第7条 実証実験の実施に際し発生した損害のうち、大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社、管理者及び第三者に生じた損害については、不可抗力その他事業者の責めに帰すべき事由がないと認められるときを除き、事業者がその賠償責任を負う。ただし、第3条に定める施設の使用許可等の条件その他別に定めがあるものについては、その条件等に定めるところによる。

- 2 前条第4項に定めるもののほか、実証実験の実施に際し発生した損害のうち、事業者に生じた損害については、大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社、管理者及び第三者は、故意又は重大な過失がない限り、事業者に対する賠償責任を負わない。

(保険への加入)

第8条 事業者は、実証実験期間中、自己の責任において、賠償責任保険に加入し、その効力を維持するものとする。

- 2 事業者は、大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社から請求があった場合、前項の保険契約の写しまたは保険証券の写しを大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社に提出しなければならない。
- 3 損害が発生し保険金を請求する際、事業者および大阪商工会議所、阪急阪神株式会社は、保険会社の行う調査に対し、相互に協力するものとする。

(実績報告書等の提出)

第9条 事業者は、実証実験終了後、速やかに実績報告書及び必要に応じてその他の資料を作成し、大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社及び管理者に対して実績報告を行う。ただし、事業者は、事業者以外の者の知的財産を侵害してはならない。

- 2 事業者は、大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社が前項の実績報告書を公開する可能性が存することを前提に、実績報告を行うものとする。

3 第1項の実績報告書及び実績報告に際して事業者が報告先に提出した資料について、事業者は、報告先に対し、報告先が当該実証実験に関する業務を遂行する目的で以下の態様により無償で利用することを許諾し、これらを基に報告先が翻訳・翻案した二次的著作物に対しても同様に許諾する。

- (1) 複製
- (2) 上演・上映
- (3) 公衆送信・公衆伝達
- (4) 口述
- (5) 展示
- (6) 翻訳・翻案

4 事業者は、前項の著作物及び二次的著作物に関する著作権人格権を行使しない。

(秘密の保持)

第10条 事業者は、実証実験の履行に関連して知り得た機密事項や個人情報等を、他の当事者の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示してはならず、かつ、実証実験の目的遂行に必要な場合を除き自ら利用してはならない。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りでない。

- (1) 知得時に既に公知となっていた情報
- (2) 知得時に既に保有していた情報
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 相手方の機密情報を使用することなく、独自に開発した情報

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第11条 事業者は、事業者の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は第16条第3項に規定する密接関係者に該当するときは、このガイドラインに基づく実証実験の申込みをすることができない。

- 2 事業者は、大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社並びに管理者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(その他定めのない事項等の取扱)

第12条 本ガイドラインに定める事項について生じた疑義又は本ガイドラインについて定めのない事項については、事業者、大阪商工会議所、阪急阪神不動産株式会社が協議して解決する。

以上